

2006 年 2 月 24 日

SUIGENREN
DAYORI
NO.35

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ : <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

水源連第 1 2 回総会

ハッ場ダム現地群馬で開催



地元からハッ場ダム問題の報告も



雪の中の現地見学会

《目次》

- ・ 水源連第 1 2 回総会報告 1
- ・ 雪の中行われた現地見学会 7
- ・ 【総会資料からの抜粋】 8~18
- ・ 河川整備基本方針の問題
川辺川ダム、足羽川ダム、細河内ダム 19
- ・ 利根川水系河川整備計画の策定に対して
利根川流域住民の声を結集しよう 24
- ・ カンボジア派遣報告 27
- ・ 山鳥坂ダム問題からの情報 28
- ・ 事務局より会費納入のお願い 29

水源連第12回総会報告



2005年12月10日の午後、群馬県中之条町のツインプラザで第12回総会を開催しました。総会参加者は約60名でした。

司会の田中信一郎氏が挨拶を兼ね、総会開始を告げました。事務局からの報告・新年度の方向性の提案、各地からの報告、討議課題の討議、ハッ場ダム問題に関する要請書の提案・採択をおこない、17時過ぎに総会は終了しました。

今総会で、藤田 恵氏に二人目の顧問を引き受けていただきました。

この総会の中で、昨年3月に他界された村瀬惣一氏を偲んで黙祷をささげました。

事務局報告、討議事項内の事務局説明については、別掲の総会資料集（抜粋）をご覧ください。

1. 事務局報告

総会資料集に沿って事務局の遠藤が全般的な報告と新年度の水源連の方向性についての提案を行いました。会計の和波が会計報告と新年度予算の考え方を提案しました。その内容は別掲を参照してください。

◇ 主な報告事項

水源連としての主な活動の一覧、全国の状況、水源連として取り組んだ活動（世話人会、河川整備基本方針・整備計画問題、補助ダム問題、海外との連携、水源連内のコミュニケーションなど）、会計報告。

◇ 主な提起事項

今年度の方向性として、今年の課題（河川整備基本方針・河川整備計画策定など河川行政の民主化への取り組み、補助ダム問題への取り組み、一つ一つのダム反対運動勝利を目指す取り組み、海外の反ダム運動との連携を図る取り組み）、運営、事務局体制の充実、新年度予算の考え方、役員の選任案。



◇ 報告・提起の中で特記しておきたいのは以下のことです。

(1) 全般

- ① 補助ダム問題については地元でも国会議員立会いで国・県との話し合いを実現すべきである。
- ② RWES A の総会に参加した。海外のダムでは日本が多く資金を提供しているが、その一方で日本の資金によるダム事業が数多くの、且つ深刻な影響住民を出している。
- ③ 今年度の課題として事務局と現地との連携を強める方向で行きたい。
- ④ 細川内ダム中止に追い込んだ木頭村の元村長である藤田 恵氏にも、顧問を引き受けていただくことを提案する。

(2) 会計

- ① 今年は水源連の予算内に、事務局と現地との連携を強める目的として、20 万円を計上したい。
- ②

2. 各地からの報告

(1) ハッ場ダム

事務局からこれまでの経過、現状、問題点が、ついで、ハッ場ダムを守る会から地元の状況についてその歴史も含め、報告されました。

(2) 川辺川ダム

農業者、川漁師、市民、というそれぞれの立場から、利水問題、事業認定訴訟問題、治水問題、ダム予定地の地域再建問題が報告されました。

(3) 肱川(山鳥坂ダム)

台風による度重なる洪水被害でこれまでの治水対策の間違いが明らかになったこと、環境影響調査にしても常軌を逸した形で進行していることなど、「山鳥坂ダム先ずありき」の状況が報告されました。

(4) 苦田ダム

苦田ダムが2005年5月に運用を開始したこと、吉井川流域で「流域住民の会」を立ち上げて今後の吉井川のあり方を求めて行きたい、と報告されました。

(5) 淀川

事務局から淀川流域委員会の進行状況について報告されました。

(6) 太田川ダム

静岡県事業評価監視委員会への対応、ダム堆砂の研究成果を論文として発表したことなどが報告されました。

(7) 相模川

現在準備作業進行中の相模川河川整備計画策定について、市民サイドの河川整備計画にするための努力について報告されました。

(8) 奥胎内ダム

多くの問題があり、質問を出しても文書回答は来るものの、公開の話し合いを持つことを新潟県が拒否し続けていること、何とか公開シンポジウムを実現させたいことなどが報告されました。

(9) 清津川(水力発電所の水利権更新問題)

東京電力が清津川上流部で取水していることによる水不足状態と、水利権更新にあたって放流量を決める際の観測データがねつ造された疑義があること、東電が手法が違う二通りの取水量報告をし

たため二重帳簿になっていることなどが報告されました。

(10) 思川開発(南摩ダム)

訴訟中心の運動なので、市民を喚起する方向にしたいと報告されました。

(11) 渡良瀬遊水池

3年前に中止になった第二貯水池を作る計画について、国交省の佐藤利根上所長が治水目的での復活を企図していることが報告されました。

(12) 徳山ダム

2005年12月に堤体完成式があった。試験湛水を急いでいるが、大型猛禽類に影響があるので阻止したいと報告されました。

(13) 全日本水道労働組合

財政逼迫の本当の理由を隠蔽したままでの、流れに乗った公務員削減攻撃の実態が報告されました。

(14) JACSFS(東・東南アジアのダム問題)

カンボジアで11月に開催されたRWESA第3回総会について報告されました。

(15) 内海ダム

県財政が毎年250億の赤字になっているにもかかわらず、香川県は内海ダムを強引に進めようとしていると報告されました。

3. 討議

(1) 河川整備基本方針

①事務局が討議資料に基づく説明をおこないました。その骨子を記します。

- 1) 河川整備基本方針109水系の内35水系が策定されただけ。
- 2) それが今年になって猛烈なスピードで、審議され始めた。
- 3) 基本高水という根本的な問題は見直されないまま進んでいる。
- 4) 基本高水がきわめて過大であるため、基本方針そのものが現実性を失って意味を持たなくなっている。

②これらの報告を受けて、今後どうしていくかについて討論をおこないました。

川辺川ダムの木本さんは、①共同検証としての森林保水力調査を行ってきたが、国交省からの一方的な申し立てで中止になったこと、②県は森林保水力調査の継続を希望していること、③国交省は「球磨川流域を考える会」という、推進派が中心のグループを作っていること、を報告しました。

徳山ダムの近藤さんは、12月3日の日弁連シンポジウムに参加したことで、その感想を交えた報告をしました。①河川官僚(河川管理者)は、河川法改正の目玉である「環境」と「住民参加」を、「多自然型川づくりへの住民参加」に限局しようとしている。各地流域委員会も、そういう方向付けがされている場合が多い。②真の治水とは、選択肢は何か、を堂々と議論できる市民の力が必要である。という意見を述べました。

ハッ場ダムの角田さんは、(利根川の河川整備基本方針案は)「八斗島での高水を下げるために烏川の合流点に遊水池を作る。それでも足りなければダムに頼るようになっていく」という記事が地元新聞に載ったことに対して疑問を呈しました。事務局から①烏川の遊水池の効果はさほどのものではない。②結局新しいダムを造らなければならないが、国は「先ずダムありき」ではないように見せるために遊水池などを持ち出しているのであろう。③基本高水流量が大きすぎて現実的ではないことを国も承知しているから、そのようなカモフラージュを行ったのでであろう。④それがそのまま新聞記事に

水源連だより 35号

なったのではないかと解説しました。

川辺川ダムの原さんは、河川整備基本方針や河川整備計画の重要性を広く知ってもらうために、①マスコミに問題点を載せられるようにする。②例えば記者をバスに乗せて、この問題をレクチャーするようにして、参加者を取り込んでいく。③「河川整備計画が大事である」ということを伝えていく行動計画が必要。と提案しました。

ハッ場ダムの鈴木さんは関連して、マスコミ報道が必ずしも真実を伝えているとは限らない。追跡取材をせず“大本営発表”型記事を書くこともある。最近の例に、「ハッ場ダム水没住民の現地再建を図るために、群馬県が代替地の先行取得へ動き出した」旨の10/4付の美談記事がある。が、真相は平成8年の税法改正によって、代替地売却に複数回の税控除が出来なくなり、困惑した国交省から、協力を求められた県が「公拡法」を適用したもので、事実は国に予算がないわけではないと提起した。

紀ノ川水系流域委員でもある岩畑さんは、河川整備基本方針と河川整備計画の関係について①流域委員会は基本方針には触れないと言うことだった。だが、基本高水についてみんなで勉強、議論した。②国交省の委員が「私たちが法律です」という発言に対して、議論が紛糾した。③実質問題として当面、整備計画のところしか、（基本高水は）論じられないのではないかと。④基本高水は絶対に変えない、という裏からの情報がある。⑤淀川流域委員会はその運営に既に15億円かかっている。と報告しました。

ジャーナリストの政野さんは、「（現状の流域委員会では住民が軽んじられている。その対応として）、市町村長は政令で、学識経験者は流域委員会で意見をいう場が確保されるから、住民だけの意見をしっかり聞く流域委員会相当の場が別途必要だ」、と意見を述べました。

徳山ダムの近藤さんは、①現実的な流域委員会の姿を見ると、住民も学識経験者として入れる方法がある。②基本方針と整備計画について考えると、基本方針に住民が手を入れるのは（現状では）不可能。③現実的には整備計画の段階で取り組んでいくことを考えた方がよいのではないかと提案をしました。

川辺川ダムの原さんは①川辺住民討論集会では、基本高水論議をやっていることを報告しました。

相模川の氏家さんは、①基本方針に関しては本省レベルのことなので水源連事務局がしっかりと対応すべき、②世界ダム委員会の勧告には今後の活動に役立つ多くの提言が書かれている。と報告しました。

これらの議論を受けて、事務局が以下の補足をしました。

☆一級水系の基本方針の実務は地方整備局がやっている。小委員会にかかる前に地方整備局に働きかけるべき。

☆基本方針策定について「審議会などに意見を言っても、どうせ、聞きやしない」という意識が当方にあったことも事実。意見書を出せば、論議はしている事実はある。ただし、提出者が小委員会で発言することは出来ていない。河川審議会（現在の名称は社会資本整備審議会河川分科会）の民主化を推進していく必要がある。

☆多摩川のようなダム計画がない河川では、基本高水と整備目標流量が大きく乖離していて基本高水が現実に意味をもたない場合もある。一方、球磨川では、基本高水が川辺川ダムの必要の是非に直結しているので、基本高水流量そのものが大問題になっている。他方、太田川では洪水が起きたことを口実として基本高水流量を上げている。そんな意味で、基本高水問題は現場現場で、対応を考えていく必要がある。

☆審議会に意見書をだせば、審議にかかる、というほどではないが、利根川に関する審議会小委員会では、住民側からの意見書について事務局に答弁を求めている。もっと強く申し入れをすれば変わっていく面もあるかもしれないので、今後も申し入れの方法、内容を考えていきたい。

(2) 補助ダム問題

①事務局が討議資料の説明をおこないました。その骨子を記します。

1) 過去に二回、担当との話し合いをしている。

2) わかったこと。

☆都道府県が国に補助ダムの全体計画を提出する。

・その中身がかなり薄く、住民参加などの記述はない。

☆基本的には、全体計画は書式どおりに書かれているとOKとなる。

☆ 個別ダム事業の具体的な問題を2回目に出したのだが、担当者が理解できていなかった。

3) できるだけ「現地で国会議員による県・国・住民からのヒアリング」を実現することを、提起したい。

②この報告を受けて意見や報告を出し合いました。

川辺川ダムの原さんは五木ダムという補助ダムがあるが、現在ストップ中であることを報告しました。

太田川ダムの岡本さんは、①太田川でも基本高水について勉強して、県土木部とやりあった。②流量確率計算結果の評価について県と当方で食い違いが出ている。と報告しました。

奥胎内ダムの三橋さんは、補助ダムへの補助率は50%ということになっているが、実際にはもっと高いらしい。と報告しました。

これらの討議を受け、事務局が以下の補足をしました。

1) 補助ダム問題は、県と国とで、責任逃れの構造がある。

2) 事業主体は県といっても、国も多額の補助金を出しているのだから、責任を持たせる必要がある。

3) 問題点を明確にして意見書などを出し、補助金を付けさせない方向に持っていきたい。

(3) 最近の川を巡る森林、豪雨についての問題

①事務局が討議資料に基づいた説明をおこないました。その骨子を記します。

1) 最近はとにかく桁外れに多い雨量が計測されている。

2) 時間あたりにすると記録的である。

3) こういう豪雨をダムで対応するというのはばかげている。

4) 例えば八ッ場ダムは、こういうケースでは全く役に立たない。

5) 森林の整備と堤防整備、河床の掘削で、被害は軽減される。

②旧細川内ダムの藤田さんが以下の報告をおこないました。

1) 子供の頃からの経験で、いくら大雨が降っても簡単には山は崩れない。

2) 最近、山が崩れたり倒木が多い。洪水時、流木が橋にかかって、流れを止めてしまい、災害になる。

3) その原因

- 一つは拡大造林で、杉を広範囲に植えてしまったこと。
- 二つ目は無計画な林道建設
- 三つ目は河川の直線化
- 四つ目はダムによる災害で、コンクリートと、堆砂が川を分断している。

4) 結論

☆河口から源流まで鮎が自然遡上できる川に戻す。

③川辺川ダムの木本さんは森林の保水力の検証を行った経験から、以下の報告を行いました。

- 1) 森林については、熊本方式として、昭和40年代との比較をやっている。
- 2) 森林の地表流観察を国交省と共同で行った。
- 3) 県が間に入ってやった割には、国と住民がののしり合うようになった。
- 4) 国交省は水文学のかなり古い論法を持ってきた。
- 5) お互いに揚げ足取りをやって進まず、散水実験も中止になった。
- 6) その成果は一月に出す予定である。
- 7) 440ミリの二日間雨量が二年続けて降ったが、人吉地点の流量は国の言う基本高水流量7000 m³/秒の65%であった。
- 8) 二年続けて山は100カ所以上壊れているが、氾濫した場所が違っていた。
- 9) 浚渫したところは大丈夫で、やっていないところがあふれているようだ。

(4)最後の意見として

川辺川ダムの寺島さんが、水没地（川辺川の場合は五木）の問題について他での事例を川辺川と共有したい、と述べました。

岩畑さんが、肱川事件のその後の報告をおこないました。

4. 報告と新年度の方向性についての承認

討議を終了後、事務局からの報告と、新年度の方向性、新年度の役員体制について、全体の拍手で承認しました。

5. 顧問 藤田 恵氏の 総会閉会と新任の挨拶

「細川内ダムを中止に追い込むまで、また、選挙でも皆さんに大変お世話になった。顧問ということで何が出来るかわからないが、恩返し的心を込めて、私に出来ることを精一杯やって行きたい。」

矢山氏に加え顧問に

就任した藤田氏



6. 新年度の役員体制

顧 問：	矢山有作	藤田 恵
共同代表：	嶋津暉之	遠藤保男（事務局長兼務）
会 計：	和波一夫	

雪の中行われた現地見学会

総会翌日は厳しく冷え込んだ朝、朝食前から見学会は始まりました。30名を越える参加者が、宿泊した川原湯温泉の背後に工事が進む鉄道の付け替え現場や現地住民の生活などを見て回りました。



ダムサイト計画地

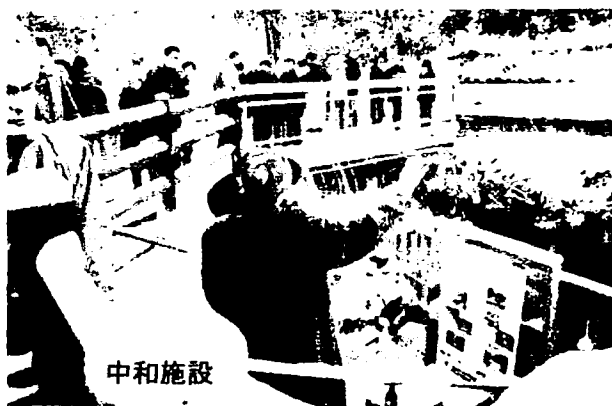
朝食後は、3台のバスに分乗しての見学会を行いました。ダムサイト計画地から2カ所の代替地工事現場、ダム建設には危険な地質である



代替地の造成現場



ことを示す地滑り対策の集水施設、ハッ場ダム計画の展示施設「ハッ場館」、のあと上流にある草津温泉からの酸性の河川を石灰で中和する施設の見学を行いました。草津温泉付近は雪の中の見学となり、



中和施設

中和沈殿池である品木ダムには雪でバスが入ることが出来ず、見学はできませんでした。最後に発電取水による無惨な河川の状況も見て、ハッ場ダム問題を今後も全国で共有していくことを確認し見学会を終わりました。



【総会資料からの抜粋】

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に住民の参加を！

水源開発問題全国連絡会

1 法改正8年後になって急に猛スピードで進む河川整備基本方針の審議 ——拙速な審議を改めるべきである——

全国の一級水系109水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は11月末日現在で35水系であるが、国土交通省は2007年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、吉野川水系や利根川水系、淀川水系などの河川整備基本方針を急ピッチで策定する動きをはじめた。

といっても、河川整備基本方針の内容は旧河川法時代につくられた工事实施基本計画をほとんどそのまま踏襲するものであるから、大変なエネルギーをかけないと出来上がらないという代物ではない。社会資本整備審議会にかけるという手続きを経なければならないだけのことである。本来は新河川法の理念に基づき、環境のことにも配慮して治水計画などを根本から再構築することに河川整備基本方針策定の意義があったはずであるが、そのような意義などはどこかに行ってしまった。

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、長ったらしい名の「社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」である。その上に河川分科会があって、小委員会の報告を受けて承認する形になっている。実際には河川分科会は報告をそのまま承認し、審議らしい審議を行わないのであるが、一方、小委員会の方も審議がきわめて拙速である。

たとえば利根川水系河川整備基本方針案に関する審議は次の第5回（12月19日）で終わりというスピードで進んでいる。今まで、10月3日の第1回で1時間、10月12日の第2回で1時間、11月9日の第3回で2時間の審議、12月6日の第4回で2時間の審議を行っただけである。吉野川などの他の河川の場合は小委員会の審議はほとんどたった2回だけである。それも、会議の大半の時間は事務局からの説明に使われており、審議といっても、各委員が1回程度発言するだけである。

なぜ、このように短い時間で、議論らしい議論もしないまま、審議を終わらせようとするのであろうか。2、3で述べるように、事務局が示した基本方針案には基本的な問題があるにもかかわらず、それがほとんどそのまま、小委員会で承認されてしまうのは、議論すべきことを議論していないからである。河川法が改正されてから早くも8年が経過した。本来はもっと前から各水系の河川整備のあり方について着実な議論を積み上げてくるべきであったにもかかわらず、8年間は何もせず、この場になって急に猛スピードで審議を終わらせ、事務局案をほとんどそのまま承認しようとするのは理解しがたいことである。小委員会においては、利根川水系等の水系ごとに専門部会を設置し、事務局案だけに依拠するのではなく、委員自らが専門的な検討を行い、さらにパブリックコメントを求めて、時間をかけて議論し、しっかりした審議を行うべきである。

2 従前の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量 ——過大な基本高水流量を見直すべきである——

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによってダム建設の必要性をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめ、従前の基本高水流量は妥当であるという一応の根拠を出して、基本高水問題を終わらせるようになった。国土交通省が示した根拠とは、流量確率法と既往最大流量による検証である。

流量確率法とは、毎年の最大実績流量から統計手法で直接、〇〇〇年に1回の最大洪水流量を求める方法である。それに対して、従来の手法は、まず〇〇〇年に1回の最大雨量を求めてその雨量から流出モデルを使って〇〇〇年に1回洪水流量を求めるやり方で、雨量確率法といわれているものであるが、この計算手法は計算者の判断要素がいくつも入るところがあるため、恣意的に数字を大きくすることが可能であった。それに対して、流量確率法はもっぱら統計計算であるから、本来は客観性のあるものである。

しかし、国土交通省は、実績流量として観測流量ではなく、別の数字を使って流量確率計算を行うというテクニックを用いるようになった。すなわち、観測流量には氾濫流量やダム調節量が入っていないということで、計算流量を実測流量の代わりに使うなどの方法を採用するようになったのである。計算流量は流出モデルの係数のとりかたによって、大きくなるので、実績流量を適当に膨らませることができる。その他に統計手法として大きな値が算出されることが最初から分かっている、相応しくない手法もわざわざ入れるようにしている。流量確率法は本来は従来の基本高水流量より小さい値を算出するものであるが、国土交通省はこのようなテクニックを使うことにより、従来の基本高水流量と同レベルの値が求められるようにしている。

また、既往最大流量の方は随分昔のことであって、観測が行われていない時代のものであるから、流出モデルによる計算流量が使われる。その場合は上記と同様に、モデルの係数の取り方によって適当に数字を膨らませることができる。

このようなテクニックを使って、国土交通省は、従来の基本高水流量に科学的な根拠があるかのうにし、基本高水流量の引き下げは絶対にしない方針を貫いているのである。

表1は、河川整備基本方針が定められた一級水系および審議会にかけられている一級水系の基本高水流量を従前の工事実施基本計画のそれと比較したものである。37水系のうち、33水系は従前

の工事实施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲し、残りの4水系は計画規模を大きくしたことによってむしろ基本高水流量を引き上げている。基本方針の策定にあたって、基本高水流量を従来の値より小さくしたところは皆無である。

この国土交通省の方針は一級水系の直轄区間だけに限られず、一級水系の指定区間（都道府県の管理区間）にも、二級水系にも適用されている。都道府県が一級水系の指定区間や二級水系の河川整備方針・河川整備計画を策定する場合は、一級水系の指定区間は国土交通省の認可、二級水系は同意を必要とするが、その場合に基本高水流量を従来の値より小さくするようなことがあれば、国土交通省の認可や同意が得られない。なお、一級水系の指定区間について都道府県が策定するのは河川整備計画だけであるが、この場合もその裏づけとして基本高水流量の提示が求められ、国土交通省のチェックが行われる。

3 単なる看板となった河川整備基本方針

——現実性のない基本方針は定めるべきではない——

策定されたか又は策定されつつある一級水系の河川整備基本方針をみると、工事实施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実を実施することが困難な計画になっている。

例えば利根川の河川整備基本方針案をみると、毎秒 22,000m³（八斗島地点）という過大な基本高水流量を踏襲したため、従前の工事实施基本計画と同様に、実現不可能なものが含まれたものになっている。その端的な例は、利根川上流ダム群の建設である。今回の方針案では計画高水流量（河道整備で対応する流量）が毎秒 16,000m³ から 16,500m³ に変更された。これにより、八斗島上流の洪水調節必要量が毎秒 500m³ 減ったとはいえ、まだ 5,500m³ もある。国土交通省の計算では既設6ダムと八ッ場ダムの効果は毎秒 1,600m³ であるから、残りの 3,900m³ への対応が必要となる。今回の案では下久保ダム等の再編成や烏川での遊水池建設も行うことになっているが、それらの治水効果はさほど大きなものではないので、利根川上流にこれから大規模ダムを十数基以上つくらなければならない。この点は従前の工事实施基本計画と基本的に変わらない。

利根川上流では治水目的を含む多目的ダム計画が次々と中止されてきている。中止になったダム計画は4基で、その合計貯水容量は約2億m³ にもなる。治水ダムがどうしても必要ならば、中止した4ダムを治水専用にしてダム計画を再構築し、利根川上流のダム治水容量の大幅増強を図るはずであるが、国土交通省はそのような検討もすることなく、4基のダム計画をあっさりと中止した。この事実は、ダム治水容量の増強には緊急の必要性がなく、これから治水ダムを新たに計画して建設することがきわめて困難であること、事実上不可能になっていることを物語っている。このように利根川の基本方針案は実現不可能なことを含む、現実性のない内容になっている。

他の河川も同様であって、多摩川は基本高水流量（石原地点）が毎秒 8,700m³、計画高水流量が 6,500m³ であって、洪水調節必要量が 2,200m³ であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新

規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200m³ の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

このように現実性のない、いわば看板だけの河川整備基本方針を策定して何の意味があるのであるのか。責任感が欠如した河川行政が進められているといわざるをえない。

4 河川整備計画の目標流量と基本方針の基本高水流量との著しい乖離 ——現実的な意味を持たない基本高水流量——

河川整備計画が策定された一級水系はまだ16水系だけである。それらの河川整備計画の目標流量と、河川整備基本方針の基本高水流量を対比した結果を表2(1)、(2)に示す。河川整備計画は今後20～30年間にいう河川事業の内容を示すものである、実現性がなければならない。そのため、ほとんどの河川では河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。

端的な例は、多摩川と由良川である。多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8,700m³(石原地点)、整備計画の目標流量は4,500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。由良川の場合は、基本高水流量が毎秒6,500m³(福知山地点)、整備計画の目標流量が3,600m³であり、後者は前者の55%である。多摩川の場合も由良川の場合もダムの適地はなく、基本高水流量に対応する河川整備を行うことは不可能となっている。さらに、河道整備の方も計画高水流量どおりに実施することは到底無理ということで、河川整備計画の目標流量を基本高水流量の半分に近い数字に引き下げている。他の河川もほとんどは河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定している。

これらの例をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国土交通省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害もたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

以上のように基本高水流量が実質的な意味を持たなくなっている理由の一つは、200年に1回とか150年に1回とかいった洪水流量を想定することの現実性の希薄さにあるが、もう一つは基本高水流量の値が過大に設定され、実際の洪水とかけ離れてしまっていることにある。

5 住民が河川管理者と徹底して議論ができる場の確保を！ ——真に必要な河川整備を進めるために——

河川整備の内容について現実的な意味をもつのは、河川整備計画であるが、その策定の進め方は地方整備局や水系によって大きな差がある。住民に対して最も開かれた形で整備計画の策定作業を進め

ているのは、淀川水系である。淀川水系では 2001 年 2 月に流域委員会が発足し、さらに 2005 年 2 月に新たな流域委員会が発足した。委員数は約 50 名で、その人選は一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議で審議して決定した。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等を原則としてすべて公開している。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間もとられている。

これに対して、形だけの流域委員会をつくって数回の会議で審議を終了し、型どおりの公聴会で住民の意見を聴いたことにする水系も少なくない。その端的な例が山鳥坂ダム問題のある肱川（愛媛県）である。肱川水系流域委員会は、委員は公募せず、行政側の判断だけで選任された。委員会の開催はわずか 4 回だけで、しかも、委員会としての意見をまとめることもなく、各委員がそれぞれの意見を述べただけで終わってしまった。委員会としての責任を回避してしまうという驚くべき運営であった。公聴会もたった 1 回だけであった。これでは、住民とともに、川のあり方を考えていこうという姿勢が河川管理者に欠如していると言われても仕方がない。

淀川水系のように住民とともに河川のあり方を考えていこうという姿勢を示しているところもあるのだから、他の地方整備局、各都道府県の水系においても河川整備計画の策定については少なくとも淀川方式を採用すべきである。しかし、このことを国土交通省本省に求めても、河川整備計画の策定の進め方は各地方整備局、各都道府県が自主的に判断することであるという答えしか返ってこない。自主性を逆手にとって淀川方式の普及にブレーキをかけている。

住民が求めていることは河川のあり方やダム等の事業の是非について河川管理者や事業者と徹底した議論を行える場が確保されることである。徹底した議論が行われれば、必要性が希薄となったダム計画の矛盾が露呈して不要不急なものは淘汰され、河川整備で必要不可欠なもののみが浮かび上がってくるに違いない。そして、基本高水流量が現実の洪水流量とかけ離れていることのおかしさも浮き彫りになるに違いない。このように徹底した議論を行える場をどのように確保していくかが、今後の河川行政を考える上で最も重要な課題である。

河川整備基本方針に関しては一級水系では社会資本整備審議会、二級水系や一級水系指定区間では都道府県の河川審議会の意見を河川管理者が聴くのみであり、住民が意見を述べる場が全くない。このよう状況を改善するため、河川整備基本方針検討小委員会は、水系ごとに専門部会を設置し、委員自らが専門的な検討を行って、パブリックコメントを求め、さらにその意見提出者と河川管理者が徹底して議論できる場を用意すべきである。また、河川整備計画に関しては淀川方式をベースにして、流域委員会が住民と河川管理者が徹底して議論できる場を提供すべきである。これからの河川行政において最も重要なことは、住民と河川管理者が徹底して科学的な議論を行える場が確保されることである。

表1 一級水系の河川整備基本方針(2005年11月現在)

(社会資本整備審議会で審議中の水系を含む。)

(基本方針が策定されたと順番で示す。)

	計画区間	基準点	基本高水流量		計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画年度
			工事実施基本計画	河川整備基本方針			
留萌川(北海道)	1/100	大和田	1,300	1,300	800	500	1988年
最上川(山形県)	1/150	両羽橋	9,000	9,000	8,000	1,000	1974年
多摩川(東京都等)	1/200	石原	8,700	8,700	6,500	2,200	1975年
狩野川(静岡県)	1/100	大仁	4,000	4,000	4,000	0	1968年
豊川(愛知県)	1/150	石田	7,100	7,100	4,100	3,000	1971年
由良川(京都府等)	1/100	篠山	6,500	6,500	5,600	900	1966年
大野川(大分県等)	1/100	白滝橋	11,000	11,000	9,500	1,500	1974年
本明川(長崎県)	1/100	裏山	1,070	1,070	810	260	1991年
白川(熊本県)	1/150	代蔵橋	3,400	3,400	3,000	400	1980年
米代川(秋田県等)	1/100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	1,000	1973年
荒川(新潟県等)	1/100	花立	8,000	8,000	6,500	1,500	1968年
斐伊川(島根県等)	1/150	上島	5,100	5,100	4,500	600	1976年
天塩川(北海道)	1/100	菅平	6,400	6,400	5,700	700	1987年
富士川(静岡県等)	1/150	北松野	16,600	16,600	16,600	0	1974年
大淀川(宮崎県等)	1/150	柏田	7,500(1/70)	9,700	8,700	1,000	1965年
手取川(石川県)	1/100	能来	6,000	6,000	5,000	1,000	1967年
魯田川(三重県)	1/100	両郡橋	4,800	4,800	4,300	500	1968年
鹿川(愛媛県)	1/100	大河	6,300	6,300	4,700	1,600	1973年
筑後川(佐賀県等)	1/150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	4,000	1995年
阿武隈川(福島県等)	1/150	岩沼	10,700	10,700	1,500	9,200	1974年
五ヶ瀬川(宮崎県)	1/100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	7,200	0	1966年
香取川(大分県)	1/100	香取橋	3,000(既往最大流量)	3,600	3,600	0	1967年
石狩川(北海道)	1/150	石狩大橋	18,000	18,000	14,000	4,000	1982年
安芸川(静岡県)	1/150	手越	6,000(1/80)	6,000	6,000	0	1966年
芦田川(広島県)	1/100	山手	3,500	3,500	2,800	700	1970年
通賀川(福岡県)	1/150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	0	1974年
高瀬川(青森県)	1/100	小川坂瀬の水位	ピーク水位 2.79m	ピーク水位 2.79m	計画高水位 2.79m		1978年
子吉川(秋田県)	1/150	二十六木橋	3,100	3,100	2,300	800	1987年
岩木川(青森県)	1/100	五所川原	5,500	5,500	3,800	1,700	1973年
鶴見川(神奈川県等)	1/150	末吉橋	2,600	2,600	1,800	800	1994年
庄内川(愛知県等)	1/200	枇杷島	4,700	4,700	4,400	300	1975年
沙流川(北海道)	1/100	平取	5,400	6,600	5,000	1,600	1978年
紀の川(和歌山県)	1/150	船戸	16,000	16,000	12,000	4,000	1974年
常盤寺川(富山県)	1/150	瀬岩	4,600	4,600	4,600	0	1975年
吉野川(徳島県等)	1/150	岩津	24,000	24,000	18,000	6,000	1982年
利根川(群馬県等)	1/200	八斗島	22,000	22,000	16,500	5,500	1980年
淀川(滋賀県等)	1/200	枚方	17,000	17,000		5,500	1971年

表 2 (1) 一級水系の河川整備計画 (2005年11月現在)

(整備計画が策定された順番で示す。)

	基準点	計画目標流量 (m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量 (m ³ /秒)	ダム等 (かっこは既設)
留萌川 (北海道)	大和田	1050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川 (東京都等)	石原	4500	戦後最大	0	
大野川 (大分県等)	白滝橋	9500	既往最大	0	
豊川 (愛知県)	石田	4650	戦後最大	550	設楽ダム
沙流川 (北海道)	平取	4300	戦後最大雨量による想定 最大洪水	1000	(二風谷ダム)、平取ダム
最上川 (山形県)	両羽橋	7600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長 井ダム
中筋川 (高知県)	礪ノ川	1000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
狩野川 (静岡県)	大仁	3100	1/50洪水	0	
白川 (熊本県)	代継橋	2300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
荒川 (新潟県等)	花立	7500	1/85	1000	(大石ダム)、横川ダム
肱川 (愛媛県)	大洲	5000	戦後最大	1100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山 島坂ダム
由良川 (京都府等)	福知山	3600	戦後第四位	0	
米代川 (秋田県等)	二ツ井	7800	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム
徳田川 (三重県)	両郡橋	4100	戦後最大	600	(蓮ダム)
本明川 (長崎県)	裏山	1070	戦後最大	290	本明川ダム
石狩川水系夕張川 (北海道)	清幌橋	2200	戦後最大	600	夕張シューバロダム

表 2 (2) 基本高水流量と整備計画目標流量の比較

	基準点	①基本高水流量 (m ³ /秒)	②整備計画目標流量 (m ³ /秒)	②/①	③基本方針の計画規模
留萌川 (北海道)	大和田	1,300	1,050	0.81	1/100
多摩川 (東京都等)	石原	8,700	4,500	0.52	1/200
大野川 (大分県等)	白滝橋	11,000	9,500	0.86	1/100
豊川 (愛知県)	石田	7,100	4,650	0.65	1/150
沙流川 (北海道)	平取	6,600	4,300	0.65	1/100
最上川 (山形県)	両羽橋	9,000	7,600	0.84	1/150
中筋川 (高知県)	礪ノ川	1,200	1,000	0.83	1/100
狩野川 (静岡県)	大仁	4,000	3,100	0.78	1/100
白川 (熊本県)	代継橋	3,400	2,300	0.68	1/150
荒川 (新潟県)	花立	8,000	7,500	0.94	1/100
肱川 (愛媛県)	大洲	6,300	5,000	0.79	1/100
由良川 (京都府)	福知山	6,500	3,600	0.55	1/100
米代川 (秋田県等)	二ツ井	9200	7800	0.85	1/100
徳田川 (三重県)	両郡橋	4800	4100	0.85	1/100
本明川 (長崎県)	裏山	1070	1070	1.00	1/100
石狩川水系夕張川 (北海道)	清幌橋	3400	2200	0.65	1/100

【総会資料からの抜粋】 補助ダム問題の資料（補助ダム：都道府県が事業主体であるダム）

1 補助ダムの制度

（１） 補助ダムに関する国土交通省の審査

1) ダムの全体計画（直轄ダムの基本計画に相当するもの）の審査。

都道府県は補助ダムの全体計画を提出して国土交通省各地方整備局の審査を受ける。

一級河川の指定区間（都道府県管理区間）の場合 認可（河川法第79条第1項）

二級河川の場合 協議（河川法第79条第2項）

実際には認可も協議も同じ

全体計画に定める事項

- ① 建設の目的
- ② 位置及び名称
- ③ 規模及び型式
- ④ 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別分配に関する事項
- ⑤ 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- ⑥ 工期

2) 毎年の補助金交付についての国土交通省の審査

都道府県は補助金交付の申請書を提出して国土交通省本省の審査を受ける。

申請書は、河川局所管「補助事業事務提要」（市販されている）で様式（フォーマット）がきまっている。

「国土交通省所管補助金等交付規則」

- 1). 補助事業等の名称
- 2). 補助事業等の目的及び内容
- 3). 補助事業等の完了の予定期目及び実施の計画
- 4). 交付申請額
- 5.) 交付申請額の算出方法
- 6). 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

補助ダムに対する国庫補助の根拠

一級河川の場合 河川法第60条第2項

二級河川の場合 河川法第62条

・国庫補助金の交付・申請は次の法律に基づいて行う。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条

”

第6条

（２） 補助ダムに対する国庫補助金

【一級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外…河川法第60条第2項
大規模改良工事 10分の5. 5
その他の改良工事 2分の1
- 2) 北海道…河川法第96条・河川法施行令第42条第4項
大規模改良工事 10分の7

その他の改良工事 3分の2

【二級河川】

- 1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外…河川法第62条
改良工事 2分の1
- 2) 北海道…河川法第96条・河川法施行令第42条第6項
改良工事 10分の5. 5
- 3) 沖縄…沖縄振興特別措置法第105条第1項・沖縄振興特別措置法施行令
第38条第1項 10分の9
- 4) 離島…河川法第62条 2分の1
- 5) 奄美…奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項 10分の6

(3) 補助ダムの見直し制度

新規事業採択・事業見直し

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて事業主体である都道府県が行う。

2 国土交通省担当者からのヒアリングの要点 2005年3月11日

(衆議院佐藤謙一郎議員 松野信夫議員)

補助ダムに対する補助金交付の審査について

●たとえば、ダム自体の必要性などのチェック項目はあるのか。

ダムの目的などに包含されるのではないかな。＝国

●その内容をどうやってチェックするのか。

各自治体からのヒアリングの時に判断している。＝国

●拒否することはあるのか。

予算などであることもある。＝国

当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。＝国

●今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか。

国交省としては法的な枠組みとしては、中止というものはない。＝国

事業主体が、妥当とするものについては最大限尊重する。＝国

過去にも、中止という計画が数件ある。＝国

●再評価の委員会は、事業者側が設定した人物しか、メンバーにいないし、委員は県の資料だけしか見ないので適正な判断ができない。

本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。＝国

本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。＝国

(再評価委員会は)事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところではない。

評価を決めるのが、委員会ではない。＝国

●再評価について通達のようなものは出されていないのか。

基本的に、国がやっている河川法の精神に則った、事業再評価を自治体でも実施してくれとお願いしている。＝国

●各自治体によって、再評価のやり方にデコボコがある。何とかならないか。

なかなか本省から、指導ということはできないのが実情である。＝国

不具合があれば、意見は言うが、再評価のやり方とか、中身的には、詳しく指導と言うことはできない。＝国

●ダムの場合は、(ダムと比べて)他の代替案の費用を異様に高くしたりする例がある。(代替案が圧倒的不利に見える)結論ありきの書類を見抜けるのか。

意識の位置関係もあり、かなり難しい問題である。＝国

【総会資料からの抜粋】

計画・工事中のダムと中止ダム

(1) 既設ダムと新設ダム（日本ダム協会「ダム便覧」より）

集計表（総括表）

区	分	合 計	ダ ム	堰
既設	江戸以前竣工	480	480	
	明治以降竣工	2,303	2,276	27
	小計	2,783	2,756	27
新設	新設	272	268	4
総計	江戸以前竣工	480	480	
	明治以降竣工	2,575	2,544	31
	小計	3,055	3,024	31

既設とは2004年3月31日までに完成したもの、新設とは2004年4月以降完成予定のもの。

堰は型式がFGのもの、ダムはそれ以外（不明を含む）。

江戸以前竣工とは竣工年が1867以前のもの。

(2) 中止になったダム事業（国土交通省関連）

中止年度	ダム	生活貯水池	ダム＋生活貯水池
1997	4	0	4
1998	3	3	6
1999	4	3	7
2000	0	0	0
2001	33	14	47
2002	3	5	8
2003	12	2	14
2004	6	3	9
2005	1	2	3
計	66	32	98

〔注〕生活貯水池：貯水容量100万m³未満

(3) 中止になったダム事業（国土交通省関連）

1997年度から 〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発（福島） 稲戸井調節池総合開発（茨城） 〔補助事業〕 水原ダム（福島） 伊久留川ダム（山形）	1998年度から 〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄） 明戸生活貯水池（岩手） 芋川生活貯水池（新潟） 仁井田生活貯水池（高知）	1999年度から 〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川） トマム生活貯水池（北海道） 梅津生活貯水池（長崎） 七ツ割生活貯水池（熊本）
2000年度から 〔直轄事業〕 千歳川放水路事業（北海道） ただし、河川事業	2001年度から（続） 〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 長木ダム（秋田） 北本内ダム（岩手） 新月ダム（宮城） 久慈川ダム（福島） 緒川ダム（茨城） 小森川ダム（埼玉） 片貝川ダム（富山） 大野ダム（埼玉） 追原ダム（千葉） 芦川ダム（山梨） 羽茂川ダム（新潟） 大仏ダム（長野） 飛鳥ダム（奈良） 関川ダム（広島） 中部ダム（鳥取）	2002年度から 〔補助事業〕 外面ダム（福島） 百瀬ダム（富山） 宮川内谷川総合開発（徳島） 雄川生活貯水池（群馬） 笹子生活貯水池（山梨） 片川生活貯水池（三重） 美里生活貯水池（和歌山） 黒谷生活貯水池（徳島）
2001年度から 〔直轄事業〕 川古ダム（群馬） 印旛沼総合開発（千葉） 江戸川総合開発（東京） 荒川第二調節池総合開発（埼玉） 木曾川導水（愛知） 矢作川河口堰（愛知） 細川内ダム（徳島） 矢田ダム（大分） 猪羊田ダム（大分） 高遊原地下浸透ダム（熊本） 〔公団事業〕 平川ダム（群馬） 思川開発（栃木） 〔大谷川分水・行川ダム〕	木屋川ダム（山口） 多治川ダム（香川） 寒田ダム（福岡） 轟ダム（長崎） 白水ダム（沖縄） 黒沢生活貯水池（岩手） 正善寺生活貯水池（新潟） 池川生活貯水池（富山） 大村川生活貯水池（三重） 桂畑生活貯水池（三重） 手洗生活貯水池（宮崎） アザ力生活貯水池（沖縄） 渡嘉敷生活貯水池（沖縄） 中野川生活貯水池（新潟） 山神生活貯水池再開発（福岡） 赤木生活貯水池（熊本） 竹尾生活貯水池（山口） 北松野生活貯水池（静岡） 丹南生活貯水池（兵庫）	2003年度から 〔直轄事業〕 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等） 清津川ダム（新潟） 紀伊丹生川ダム（和歌山） 高梁川総合開発事業（岡山） 〔公団事業〕 栗原川ダム（群馬） 〔補助事業〕 浅川ダム（長野） 下諏訪ダム（長野） 湯道丸ダム（富山） 黒川ダム（富山） 伊勢路川ダム（三重） 南丹ダム（京都） 中山川ダム（愛媛） 大谷原川生活貯水池（茨城） 大原川生活貯水池（岡山）
2004年度から 〔直轄事業〕 土器川総合開発（香川） 座澤武ダム（沖縄） 〔公団事業〕 戸倉ダム（群馬）	〔補助事業〕 東大戸川ダム（栃木） 佐梨川ダム（新潟） 釈迦院ダム（熊本） 新田川ダム（福島） 磯崎ダム（青森） 高浜ダム（熊本） 倉洲ダム（群馬）〔凍結〕	2005年度から 〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業（香川） 〔補助事業〕 西万倉生活貯水池（山口） 福田川生活貯水池（京都）

河川整備基本方針の問題

—川辺川ダム、足羽川ダム、細川内ダム—

水源連事務局

川辺川ダムについて（球磨川水系河川整備基本方針）

基本方針の策定の動き

新聞報道によれば、国土交通省九州地方整備局の宮田年耕局長が1月30日に熊本県の潮谷義子知事を訪ねて、球磨川水系の河川整備基本方針を審議する委員会への委員就任を要請しました。知事が就任を要請されたのは、国土交通省本省の社会資本整備審議会河川分科会の委員と、その下にある河川整備基本方針検討小委員会の委員です。基本方針の審議はこの小委員会が行い、その報告を受けて河川分科会が承認する仕組みになっています。河川分科会が以前の河川審議会で、ここで承認されると、数週間後に国土交通省が決定することになっています。

新聞報道は知事の意向を次のように伝えています。「潮谷知事はこの就任要請に対して回答を保留したものの、2月1日になって、『ダムありきではなく、新河川法に基づく治水対策のあり方を県の立場からしっかり言う必要がある。』と語り、委員を引き受ける考えを明らかにした。国土交通省は、小委員会を2月末にも発足させたい方針であったが、知事は『利水（国営川辺川土地改良事業）問題が難しい局面にあり、2月定例県議会もある。』として、就任は4月以降になるとの見通しを示した。」

小委員会で河川整備基本方針を審議するといっても、実際には非常に形式的なものであって、ほとんどの水系は、三水系くらいをまとめて2時間程度の会議で2回審議しておしまいというものです。それも会議の時間の大半は事務局の説明に費やされるので、30人近くいる委員がそれぞれ1回程度意見を言うだけであって、審議というものには程遠いものです。河川分科会の方はもっとひどく、小委員会委員長の報告を受けるだけで、ほとんど審議しないまま承認しています。ですから、事務局案がほとんどそのまま通過してしまうのがこの審議会の実態なのです。しかも、小委員会も河川分科会も委員のほとんどは御用学者で構成されていますので、仮に潮谷知事が委員に就任して持論を展開しても、それを通すことは至難のことだと言ってよいでしょう。

川辺川ダムは基本方針できまる

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されません。ダム名を記載して治水上の位置づけをするのは地方整備局が定める河川整備計画の方です。だから、一般的にはダム問題については河川整備計画の策定段階でたかええばよいという考えがあるかもしれませんが、川辺川ダムの場合は事情が全く異なります。球磨川の場合は国土交通省による川辺川ダムの治水上の位置づけがきわめて大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくても川辺川ダムを前提とした内容がきまってしまう。

具体的に言えば、国土交通省の従前からの工事实施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7,000 m³/秒、計画高水流量が4,000 m³/秒で、既設の市房ダム（400 m³/秒の効果）

と新設の川辺川ダムで3,000 m³/秒の調節を行うことになっています。そして、現在の流下能力は国土交通省の計算では3,900 m³/秒となっています。つまり、人吉に関しては川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっているのです。

今まで策定された他の水系の河川整備基本方針は工事实施基本計画の基本高水流量の数字をそのまま踏襲しています。まれに大きくすることはありますが、小さくすることはありません。球磨川水系の場合も国土交通省は、基本高水流量と計画高水流量をそれぞれ工事实施基本計画と同じ7000 m³/秒、4,000 m³/秒とし、川辺川ダムの建設を中心としたものを考えています。河川整備計画はあくまで河川整備基本方針の枠内でつくられるものですから、基本方針が川辺川ダムをメインにしたものになれば、整備計画も川辺川ダムの建設を推進するものになることは必至です。

知事の姿勢をバックアップする運動の展開を！

先に述べたように、検討小委員会の審議は非常に形式的なものですから、潮谷知事が委員に就任すれば、知事が持論を展開しても、川辺川ダムをメインとする方針の策定に待ったをかけるのはきわめて難しいことです。この点で、潮谷知事が就任を一度は保留し、就任するのを4月以降に延ばしたのはまことに賢明な判断だと思います。しかし、いつまでも就任を延ばすことができません。

住民の方で潮谷知事の姿勢をバックアップする運動を展開していかなければならなりません。

川辺川ダム問題については2002年12月から住民討論集会と森林保水力の共同検証調査によって、基本高水流量・計画高水流量の科学的に妥当な数字についての議論が行われてきて、まだまだ議論すべきことが多く残されています。その議論の途中にあるにもかかわらず、小委員会で基本高水流量と計画高水流量を一方向的にきめてしまうようなことがあってよいのでしょうか。私たちはその怒りを国土交通省にぶつけて、小委員会の開催に待ったをかけることが必要です。その開催の前に国土交通省は住民討論集会を再開する義務があります。その住民討論集会で基本高水流量・計画高水流量について徹底した議論を行い、科学的に妥当な値が何m³/秒なのか、その答えを出すことが求められているのです。

川辺川ダムに反対している人たちが立ち上がって、「住民討論集会を中途にしたままで球磨川水系の河川整備基本方針検討小委員会を開くのは、道理に合わない。住民討論集会を再開せよ。住民討論集会で一定の結論が出るまで小委員会開催を延期せよ。」という要求を、声を大にして主張すべきではないでしょうか。

このままでは、住民討論集会とその後の共同検証調査で積み上げてきたものが無に帰してしまいます。

川辺川ダムに反対している人たちが潮谷知事の姿勢をバックアップする運動を早急に展開されることを強く期待します。

足羽川ダムについて（九頭竜川水系河川整備基本方針）

足羽川ダム計画の経緯

川辺川ダムに関しては球磨川水系河川整備基本方針が従前からの基本高水流量を踏襲してしまうと、ダム建設の道がつかれてしまうことは上述のとおりです。同様に、ダム計画に結びついた河川整備基本方針の例があります。それは足羽川ダム計画がある九頭竜川水系河川整備基本方針です。

まず、話が長くなりますが、足羽川ダム計画の経緯についてお話します。

足羽川ダム計画は福井市に流入する足羽川（九頭竜川の支流）に国が建設する予定のダムです。当初の計画ではダム予定地は福井市に隣接する美山町（今年2月に福井市に合併編入）にあって、洪水調節のほかには福井市水道と福井県工業用水道への水供給、発電の目的もある総貯水容量7,180万m³の多目的ダムでした。このダム計画に対して、水没予定地の美山町では美山町ダム反対期成同盟会が共有地運動を進め、絶対反対の運動を展開しました。そして、これに呼応する形で福井市内なでも反対運動が進められました。

そのように反対運動が強かったので、1995年に足羽川ダム審議委員会が設置されました。その委員会に地元の藤田海三美山町長が入っていましたので、故・酒井与郎さんの後押しがあつて町長の推薦により、1997年2月に事務局の嶋津と遠藤は委員会の勉強会の講師として出席したことがあります。足羽川ダムが治水面でも利水面でもいかに不要のものであるかを説明しました。別の日に開かれたこの審議委員会の勉強会にダム推進側の講師として出席したのが京大の池淵周一氏でした。この年の9月に出たダム審議委員会の答申は痛みわけとなって、「足羽川にはダムに必要なだが、現計画地は反対があるので不適當」というものになり、美山町につくる足羽川ダム計画はご破算となりました。

国はこの答申を受けて、ダム予定地を上流側の池田町に移す部子川ダム案を1999年に発表しました。この案は、足羽川の支流・部子川にダムを建設して、4河川（足羽川と他の3支川）の洪水を導水トンネルで導いてためるというもので、当初の足羽川ダムと同規模の多目的ダム案でした。4河川の洪水を延べ11kmの導水トンネルで導くというのですから、経済効率がひどく悪い案です。この部子川ダム案が新しい足羽川ダム案となりました。導水トンネルは赤谷川、割谷川、足羽川、水海川、部子川の間を順繰りに結ぶように建設することになっていました。

しかし、その後、2002年になって福井市水道も福井県工業用水道もダム計画から撤退したため、足羽川ダム計画に対する世間の目がますます厳しくなり、2004年7月の福井豪雨の前には710万m³の治水専用ダム（1支川の洪水のみ導水）の案まで縮小されました。ところが、福井豪雨で大きな災害が出たので、その年の10月には足羽川ダム計画は息を吹き返して、1,370万m³の治水容量の倍増案に変わりました。

河川整備基本方針と足羽川ダム計画

基本方針の話に戻します。

九頭竜川水系河川整備基本方針が利根川水系などと一緒に、今年1月23日の国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を通過しました。その内容は従前の工事实施基本計画の基本高水流量、計画高水流量をそのまま踏襲するものになっています。この基本高水流量が福井豪雨を考慮しても過大であることはいまでもありませんが、ここではその説明は省きます。この九水源達より35号

頭竜川水系河川整備基本方針の内容がきまったことにより、今年1月31日の九頭竜川水系流域委員会では、その基本方針をベースにした足羽川ダム計画の治水容量増案が発表されました。なお、九頭竜川水系に関しては淀川水系と同様に2002年に流域委員会が設置されて基本方針に先立って整備計画の検討が行われてきています。流域委員会の委員長は京大の池淵周一氏です。美山町ダム反対期成同盟会の清水清一さんも委員になっています。

今回の整備計画の案は「ダムの本体は基本方針に合わせて、4河川からの洪水の導水が可能なように2,870万m³の容量にする。導水トンネルは水海川と部子川の間のみとし、その他の導水トンネルは次期以降の整備計画で策定することにするが、水海川と部子川の間トンネルは他の3河川からの導水を考慮した、基本方針に見合う大きさにする。」というものです。ということで、基本方針の内容をしっかりと使って足羽川ダムの容量をさらに増やす案が発表されたのです。

1月31日の流域委員会では、この容量増案に対して強い異論がでたので、結論は次回の持ち越しになっています。現在の案は治水専用の穴あきダムとなっています。

話が長くなりましたが、現在の足羽川ダム案は、基本方針に基づいて貯水容量をきめ、導水トンネルの方は一部は基本方針に見合う大きさでつくり、残りは整備計画で段階的に建設していく内容になっており、基本方針は決して絵に描いた餅になっていません。このように、河川整備基本方針が現実的な効力を発揮することもありますので、他の水系でも基本方針策定に対して十分に警戒することが必要だと思います。

細川内ダムについて（那賀川水系河川整備基本方針）

細川内ダムの復活の可能性は？

今年2月7日に那賀川（徳島）、那珂川（茨城）、松浦川（佐賀）三水系の河川整備基本方針に関する国土交通省の検討小委員会が開かれました。那賀川は細川内ダムの計画があったところですが、細川内ダムは2000年に中止が決定されているのですが、その復活を目論む動きもありますので、基本方針がその復活の可能性を含むものになるかが懸念されたところでした。

結論から言えば、細川内ダムが復活することはまずないと見てよいと思います。

那賀川の基本方針案の説明資料には、「細川内ダムの中止の経緯を踏まえ、既存ダムの徹底した有効活用を行った上で、不足分を新規の洪水調節施設で対応」と書かれていますが、事務局の布村明彦河川計画課長は「不足分を新規の洪水調節施設で対応」にはふれずに、長安口ダムの有効活用のことだけを説明していました。そして、この既存ダムの有効活用に関しては、「既存ダムの有効活用の仕方として、県営の総貯水容量3,800万m³の長安口ダムの堆砂容量、発電容量などを活用して予備放流容量を増やし、効果的な操作ルールに変更すること」が説明資料に例示されていました。

この資料は前回の委員会で近藤徹委員長から質問があったので、そのためにつくられたものですが、今回も近藤氏から「細川内ダムは必要性がないからではなく、地元の了解が得られなかったから、中止になった。治水計画上、どうするのか。」という質問、すなわち、細川内ダムに代わるものが必要ではないかという趣旨の発言がありました。しかし、これについて事務局は答えず、近藤氏の方から、説明資料に書いてあるとおりに理解するというところで話を終わらせました。

那賀川基本方針案の基本高水流量を前提とする限りは、長安口ダムをいくら有効活用しても、総貯水容量7,310万m³（治水容量4,900万m³）の細川内ダムの代わりになるはずがなく、細川内ダムに匹敵する新規ダムの建設が必要になるはずなのですが、事務局は新規ダムの建設には言及せずに既設ダムの有効活用のみを強調していました。

茨城の那珂川でもかつて緒川ダム（県営）の計画がありましたが、2000年度に中止になっています。この那珂川について事務局は、必要となる洪水調節施設は遊水地でいくことを強調していました。

また、12月の小委員会における利根川水系河川整備基本方針の審議では、利根川上流では新規ダムを十数基以上建設しないと、基本高水流量の数字を達成できないことは明白であるにもかかわらず、ハッ場ダムが最後であると事務局が説明していました。その矛盾を指摘した私たちの意見書に対しても、その答えはあいまいなもので、新規ダムの建設に言及しようとはしませんでした。

国土交通省河川局の新規ダムについての考え

以上の経過をみると、甘い見方かもしれませんが、国土交通省河川局は、すでに計画が動き出したり、工事が進んでいるダムは別として、新たにダム計画を立てて建設することはもう止めるという考えを持っているように思います。渡辺和足河川局長、布村明彦河川計画課長のラインはそのような考えを通していているように思います。余談になりますが、昨年夏に河川局長になった渡辺氏はその前は関東地方整備局長であって、今から10年前は利根川上流河川事務所長をしていました。その当時、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」との話し合い路線を始めた人です。その後の3代の所長にはこの話し合い路線が引き継がれたのですが、3年前に来た佐藤宏明所長が話し合い路線を否定し、中止になった第二貯水池の治水容量の復活（遊水地の大規模掘削事業）を画策しています。それはともかく、渡辺氏や布村氏の個人的な意図は別にして、新たにダム計画をたててつくることは、国民感情、財政危機、水需要減退を考えれば、非現実的であることを国土交通省自身も認識せざるを得なくなっているのではないかと思います。その意味で、脱ダムの時代になってきているのであって、長いダム反対運動の成果ともいえるかもしれません。

しかし、ハッ場ダムや川辺川ダム、足羽川ダム、山鳥坂ダムなどなどについては、国土交通省は従前どおり、強硬路線をひた走っており、私たちのたたかいはまだまだこれからも続きます。

それにしても、那賀川や利根川などの例を見ると、国土交通省自身が河川整備基本方針どおりの河川整備を実施することを考えていないわけであって、河川整備基本方針はまったく現実性がなく、策定すること自体の意味を失っています。利根川水系などではその河川整備基本方針の非現実性を前提にして、真っ当な河川整備計画が策定されるように大いに頑張っていかなければならないと考えています。

しかし、川辺川ダム計画がある球磨川に関しては、河川整備基本方針によって従前からの基本高水流量、計画高水流量が定められると、川辺川ダムの建設にゴーサインを与えることとなりますので、河川整備基本方針策定の準備段階からたたかっていたいかなければなりません。

利根川水系河川整備計画の策定に対して

利根川流域住民の声を結集しよう！

1 河川法による治水面でのダムの上位計画

1997年に河川法が改正され、利根川等の各水系ごとに河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになりました。また、この改正により、河川環境の整備と保全が河川法の目的に追加され、さらに、整備計画の策定において地域の意見を反映することが求められるようになりました。

- 河川整備基本方針
河川整備の長期的な目標を定める。ダム名は記載しない。
- 河川整備計画
今後20～30年間に行う河川整備の事業計画を定める。
ダム名を記載する。

治水面でダム建設を位置づけ、ダムの上位計画となるのは河川整備計画です。
利根川水系ではこの河川整備計画の策定がこれから急ピッチで進められていきます。

旧河川法時代の工事实施基本計画

旧河川法時代に策定されていたのは工事实施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていました。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事实施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっていますが、

河川整備計画と工事实施基本計画は意味するところが全く違いますので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することです。

- 工事实施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

2 利根川水系における動き

河川法が改正されてから8年も経過したにもかかわらず、利根川水系においては河川整備計画が策定されておらず、八ッ場ダム等のダム事業は上位計画がないまま、法律を逸脱した状態で進められてきました。

① 河川整備基本方針

つい最近まで河川整備基本方針の策定の動きさえ見られませんでした。が、昨年10月になって急に利根川水系に関する審議会が開かれて、形だけの審議が行われてきました。審議終了ということで、2月中頃には基本方針が策定されることになっています。

河川整備基本方針で最も重要な点は、基本高水流量、すなわち、想定洪水流量を何 $\text{m}^3/\text{秒}$ にするかです。利根川の工事实施基本計画では、来るはずのない過大な洪水流量（八斗島地点で22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ ）が想定され、そのために八ッ場ダムの他に、数多くのダム建設が必要とされてきました。これから新たに数多くのダムを建設することは事実上不可能なことです。ところが、審議会は基本高水流量の是非について全く議論を行わずに、従前からの数字22,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ を踏襲した事務局案を承認してしまいました。

そのため、利根川水系の河川整備基本方針は、従来の工事实施基本計画と同様、実現することが困難で、現実性がなく、意味のないものになりました。

② 河川整備計画

国土交通省関東地方整備局と各事務所（9事務所）が利根川水系河川整備計画の策定作業を始めました。平成18年度には河川整備計画の原案が示され、住民の意見を聴くなどの手続きが進められることになっています。

上述のとおり、河川整備基本方針は現実性がなく、意味のないものですが、一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川事業の内容を書くものですから、現実的な意味を持ちます。

河川整備計画は流域住民の安全と河川の環境を真に守ることができる計画でなければならないはずですが、官僚たちにまかしておくと、大規模工事を行うことを自己目的化した計画になってしまうでしょう。国は八ッ場ダムを河川整備計画に入れることを予定しています。

河川整備計画の策定では住民の意見を反映することが求められています。この点で、住民に対して開かれた形で整備計画の策定作業を進めてきて、大いに参考になるのは、淀川水系です。一方で、形だけの流域委員会をつくって数回の会議で審議を終了し、型どおりの公聴会で住民の意見を聴いたことにする水系もあります。

淀川水系の場合

2001年2月に流域委員会が発足し、さらに2005年2月に新たな流域委員会が発足しました。委員数は約50名で、その人選は一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議で審議して決定しました。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等を原則としてすべて公開しています。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間がとられています。

3 利根川流域住民の声を結集しよう

利根川水系においてこれからどのような流域委員会が設置されていくのか、また、住民の意見の反映がどのように行われるのか、全く予断を許しません。このままでは住民の意見を聴くポーズをとるだけで終わってしまうことが予想されます。そうならないようにするためには、私たち住民の意見を関東地方整備局に対してどしどしぶつけていくことが必要です。

利根川流域の住民の声を結集して、住民の参加が保障される流域委員会を設置させる運動を展開していきましょう。

流域委員会において科学的な議論が十分に行われるようになれば、利根川水系河川整備計画への八ッ場ダムの記載を阻止することができるに違いありません。

流域住民の安全と河川の環境を本当に守ることができる利根川水系河川整備計画を策定させる運動に是非ご参加ください。

(当面の連絡先 嶋津暉之 TEL&FAX 048-958-2309 メールアドレス tshimazu@sa2.sonet.ne.jp)

カンボジア派遣報告

水源連事務局 田中信一郎

アジア地域のダム問題などに取り組むNGOのネットワークである「東・東南アジア・リバーズウォッチ (RWESA)」は2005年11月17日から4日間、カンボジアのシェム・リアップで第3回総会を開催しました。

総会には、アジア諸国を中心に約20の国・地域から、影響住民やNGOメンバーら約200名が参加しました。日本からは、RWESAに加盟している水源連、メコン・ウォッチ、FOD-JAPAN、「環境・持続社会」研究センターの4団体から、合計8名が参加しました。水源連からは、遠藤保男、遠藤幸子、木原滋哉、田中信一郎の4名です。

総会では、ケラウダム導水計画 (マレーシア)、ナムトゥン2ダム (ラオス)、コトパンジャンダム (インドネシア) など、日本政府が出資したり、間接的に影響力を及ぼしたりしている事例が多く報告されました。

特に、世界銀行 (日本が第二の出資国) やアジア開発銀行 (日本が第一の出資国)、国際協力銀行 (日本の政府系金融機関) などの国際金融機関の融資事業については、「国際河川では国境を越えた下

流域への影響が問題」「日本の環境・社会ガイドラインを遵守させるために監視を強化すべき」「韓国や中国などの援助機関でも環境・社会ガイドラインを策定させよう」などと、議論の焦点となりました。

水源連としては、日本のダム問題について、遠藤保男さんが報告をしました。この報告には、韓国からの代表たちがとても興味を抱いていました。韓国

では、NGOがダム問題に異議を唱えると、日本ではまだダム建設を続けていると、政府関係者が口をそろえて言い訳するのだそうです。そのため、日本におけるダム反対の論理と実情を知りたいということでした。

他方、ダム建設に対してNGOが大きな影響力を持っているという韓国からの報告には、水源連代表たちが大変驚かされました。ダム建設を審議する委員会委員の半数は、事実上NGOの推薦枠なのだそうです。その委員会で、ダムの必要性を徹底的に議論するので、韓国ではダム建設が難しくなっているということでした。つまり、韓国では、水源連が求めている建設者との徹底議論が実現しているということになります。

そこで、水源連としては、韓国のNGOと話し合いを持ち、相互交流を進めていくことで一致しました。

また、RWESA-JAPANとしては、活発化する政府系金融機関の改革論議の中で、国際協力銀行などの環境社会への取組みが後退しないよう、日本政府のODA政策に対し監視を強めていくことになりました。水源連としても、RWESA-Jの活動に資するため、情報提供活動を強化していきます。■



〈山鳥坂ダム坂問題についての情報〉

愛媛県議会 議員各位

2006年1月4日

愛媛県財政を圧迫する山鳥坂ダム建設事業の中止を

肱川・水と緑の会会長 池田 亀菊

顧問 前田 益見

会員 古久保成三郎

肱川水系河川整備計画による山鳥坂ダム建設計画は、現在、環境影響評価が審議され、決定されようとしています。しかし、愛媛県に重大な禍根を残すものです。

第一に、肱川水系河川整備計画は、山鳥坂ダム建設に850億円、鹿野川ダムの改造に300億円、河道整備に690億円、合計1840億円とされ、ダムについては30%、河道整備については50%の自治体負担が求められます。少なくとも600億円の愛媛県財政負担が考えられることです。愛媛県議会は、このことを認識されているのでしょうか。愛媛県職員の給与削減にまで手を着けていることに比べ、あまりにもアンバランスではないでしょうか。また、ダム建設は決して当初予算にとどまるものではないということです。ダム建設の事業費が2倍、3倍、それ以上に膨れ上がることは多くの実例が証明しており、同時に、愛媛県の財政の負担も膨れ上がることは言うまでもないことです。

第二に、現在、山鳥坂ダム建設事業計画は、環境影響評価の委員会が行われていますが、ダム建設における最も重要な地質問題がまったく無視されていることです。

山鳥坂ダムが建設される河辺川が地滑り地帯であることを無視するものであり、本県の富郷ダムは地滑りのために建設費は3倍になったのでした。奈良県の大滝ダムでは、地質調査の結果にもかかわらずダム建設を強行、地滑りが起こり270億円を追加、受益側の和歌山県の自治体に費用の地元負担を求められる事態となったのでした。

さる12月20日、愛媛県環境影響評価審査会が開かれ傍聴（古久保）した折にも委員の鹿島愛彦愛媛大学名誉教授が、かつて自ら作成に関わった山鳥坂ダム建設予定地の河辺川の地滑り地帯を記した地図を資料として公開しないのかと疑問を呈し、「信用されていないのか」との皮肉にも事務局回答はなく、地質問題を無視していることです。

山鳥坂ダム環境影響評価に関する方法書に対する住民意見からも「山鳥坂ダムを建設するに当たり、ダムサイトや周辺の地形条件、地質条件からの検討は最も重要だが、方法書ではこれが極めて軽視されている。地形や地質の項目では、調査の方法、地点、期間などの具体的なことは何一つ書かれていない。また、環境検討委員会に地形や地質の専門家が入っていない」と指摘されているように、致命的な欠陥を持つものです。永源寺第2ダム判決は、法令上要請される専門家としての必要な調査、報告を欠いたものであり、費用対効果が1以下に下回り、国民経済的観点からも決定を違法としたのです。

肱川水系河川整備計画は、山鳥坂ダムを含む3ダムで洪水調節効果を1,100 m³/s としています。費用対効果分析は1,300 m³/s で算出、費用対効果の根拠はなく、公共事業として基本的要件を欠いていることです。肱川水系河川整備計画には、河口のほとんど海である長浜赤橋の嵩上げ工事は、必要水源達だより35号

性はなく、観光面からも大きな問題です。

第三に、肱川の洪水は、河道の流下能力の低下であることがはっきりしてきたことです。それは、肱川の過去 60 年間の洪水、その流量と水位のデータによって証明されています。

戦後 60 年の肱川の大洲地点における最大洪水は、

昭和 29 年洪水	3,228 m ³ /s (流量)	6.85m * (水位)
昭和 45 年	3,203	5.50 *
平成 7 年	2,946	5.84
平成 16 年	3,200	6.85 *

昭和 29 年と平成 16 年は、ともに 3,200 m³/s で 6.85m です。それに比べ昭和 45 年は、3,200 m³/s なのに水位が 5.50m であり 6.85-5.50=1.35m 水位が上昇していることです。

肱川水系河川整備計画では、「既存の 2 ダムと山鳥坂ダムを加えた 3 ダムで(大洲地点の)水位を 70cm 下げる」としていますが、このことと比べれば、1.35m という数字は「その 2 倍」です。その大きさに愕然とします。「河道を昭和 45 年当時の状態に管理すれば、3 つのダムを合わせたよりも約 2 倍の効果がある」ことを証明するものに他なりません。

なおここに示した昭和 45 年の状態とは、昭和 45 年だけの特別の状態ではなく、建設省(国交省)のデータによれば、昭和 36 年～平成元年頃にかけての肱川の河道はこのような状態に保たれていたことです。

国土問題研究会報告も、肱川の河床掘削こそ治水対策の『要』であることを結論づけています。今やダム建設は、愛媛県にムダな財政負担を強いるものでしかありません。

以上

水源連事務局より年会費納入のお願い

年度が替わりました。早速ですが、同封の振込用紙を活用の上、年会費の納入をお願いいたします。

なお、本年度分を既に納入いただいている方には振込用紙を同封していません。

個人年会費は3,000円、団体年会費は一口5,000円です。
よろしくお願いいたします。

振込先 郵便振替 口座名 水源開発問題全国連絡会
口座番号 00170-4-766559

※ 作業上の手違いで、納入済みの方に振り込み用紙が同封されている場合があります。もしたら、破棄して頂くか、会員の拡大用にご利用頂くようお願い致します。